

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成26年 3月26日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

- (1) 業務名
せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務
- (2) 目的
奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」の知名度向上と、奈良県観光の話題性を高めるため、「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行う。
- (3) 業務の内容
以下の業務を企画運営すること
 - ① 県が指定する以下の行事等におけるせんとくんの操演の実施（55回）
 - (ア) 奈良公園などでの定期的なグリーティング
 - (イ) イベント出演
(例) ・ふるさと全国県人会まつり（愛知県：2日間）
・JAならけんまほろばキッチンでのイベント（県内：4回）
 - (ウ) テレビ出演
(昨年度実績) ・東京収録：7回
・関西収録：2回
 - (エ) その他県が指定するイベント
 - ② 貸与物品の管理・メンテナンスの実施
下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修をすること
・貸与物品・・・既存のせんとくん着ぐるみ2体
官服・桜・紅葉のせんとくん着ぐるみ衣裳3種類各2着
官服・桜・紅葉のせんとくん着ぐるみ用物品（頭、ボディあんど、手袋、靴）一式
 - ③ 経費について
操演に係る人件費及び交通費・宿泊費及び着ぐるみの発送料金など事業に係る経費は委託事業者の負担とする。
 - ④ その他
上記の業務を遂行するために必要な体制を整備すること
・「せんとくん」キャスト及びスタッフの確保
・「せんとくん」の操演スケジュール調整
- (4) 予算額
委託料 4,630千円（消費税及び地方消費税込み）
- (5) 業務の仕様等
4の(2)により配布する仕様書に示すところによる。
- (6) 契約期間
平成26年4月18日（金）から平成27年3月31日（火）まで

2 応募資格

- この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (3) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の運営企画書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった運営企画書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 運営企画書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県観光局観光振興課（4月1日より観光プロモーション課）

電話番号 0742-27-8482

ファクシミリ 0742-27-3510

電子メール kanko@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 仕様書

平成26年3月26日（水）から同年4月15日（火）午後5時までの間に、（1）の担当部局またはホームページにて配布する。

ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

- (3) 「せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務委託事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）の配布

平成26年3月26日（水）から同年4月15日（火）午後5時までの間に、（1）の担当部局またはホームページにて配布する。

ただし、担当部局での配布は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

- (4) 質問の受付

本公告に関する質問がある場合には、募集要項に基づき、質問票（任意様式）を作成し、平成26年4月2日（水）午後5時までに（1）のファクシミリ又は電子メール宛に送付。なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務委託事業者公募にかかる質問】と明記すること。

※送付後、必ず電話にて送信した旨連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

回答については、「奈良県観光プロモーション課」のホームページに公表。個別には回答しないものとする。その際、質問者名は記載しない。

- (5) 参加申込書の提出

「せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務委託事業 受託者募集公募型プロポーザル参加申込書」（様式1）を平成26年3月26日（水）から同年4月10日（木）午後5時《必着》までに提出すること。

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間は除く。）

- (6) 運営企画書等の提出

「募集要項」2の（1）に定める運営企画書等を作成し、平成26年4月15日（火）午後5時（必着）までに提出すること。

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間は除く。）

5 企画書等の評価

「せんとくん操演及び操演企画運営事業者選定審査委員会」により、次の評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。なお、審査は非公開とする。

- (1) 業務実施方針

・本事業の趣旨を理解した提案書になっているか。（評価全体の10%）

- (2) 業務実施フロー

・委託業務を実施するにあたっての業務フローは適切か。（評価全体の10%）

- (3) 業務実施体制

・過去に類似の業務（地域活性化、観光振興等）を受託し、適切かつ円滑に履行しているか。

（評価全体の20%）

・せんとくんのキャラクター性を理解した動きができてきているか。（親しみやすさ、動きの機敏さ等）

（評価全体の20%）

・せんとくんダンスを踊れるキャストを確保しているか。（評価全体の10%）

（選定審査委員会において実際に「せんとくんなら知っている」のダンスを1名に踊っていただきます。着ぐるみは当日審査会直前に貸与。キャストは身長160cm未満、女性に限る。）

- (4) 貸与物品の管理・メンテナンス方法

・貸与物品の管理・メンテナンス方法に問題はないか。（評価全体の10%）

- (5) 経費

・県が提示した予算額に見合った提案及び執行計画となっているか。（評価全体の10%）

- (6) 独自提案

・本県の観光振興のために効果があると考える出演を独自に提案（評価全体の10%）

6 最優秀提案者の選定

5により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価結果によっては選定しないことがある。

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり契約締結の交渉を行う。協議が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
また、契約締結の時期については、平成26年4月18日を予定している。

8 その他

(1) 運営企画参加に係る経費

運営企画に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画書類の返却

提出された企画書等は返却しない。

(3) その他、詳細は「募集要項」による。